

○中津川市宅地開発事業指導審査会設置要綱

(昭和63年8月8日決裁)

改正	平成8年3月29日	平成23年4月1日	令和元年11月28日
	平成11年1月25日	平成24年4月2日	令和5年3月31日
	平成12年4月1日	平成26年4月1日	令和6年3月29日
	平成13年4月1日	平成26年11月4日	令和7年3月25日
	平成15年3月31日	平成28年3月28日	
	平成21年10月1日	平成31年3月29日	

(設置)

第1条 本市における宅地開発事業について適確な事務処理及び関係部課等との調整を図るため、中津川市宅地開発指導審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 審査会は、会長、副会長及び審査員をもって組織する。

2 会長、副会長及び審査員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(会長)

第3条 会長は、審査会を総理する。

2 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(審査会の招集)

第4条 審査会は、必要に応じ、会長が招集する。

(庶務)

第5条 審査会の庶務は、受付担当課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和63年8月8日から施行する。

附 則（平成8年3月29日抄）

(施行期日)

1 この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成11年1月25日抄）

(施行期日)

1 この要綱は、平成11年2月1日から施行する。

附 則（平成12年4月1日）

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年4月1日抄）

(施行期日)

1 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月31日）

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成21年10月1日）

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成23年4月1日）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年4月2日）

この要綱は、平成24年4月2日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成26年4月1日）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年11月4日）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（平成28年 3 月28日）

この要綱は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成31年 3 月29日）

この要綱は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年11月28日）

この要綱は、令和元年12月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月31日）

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月29日）

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月25日）

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。